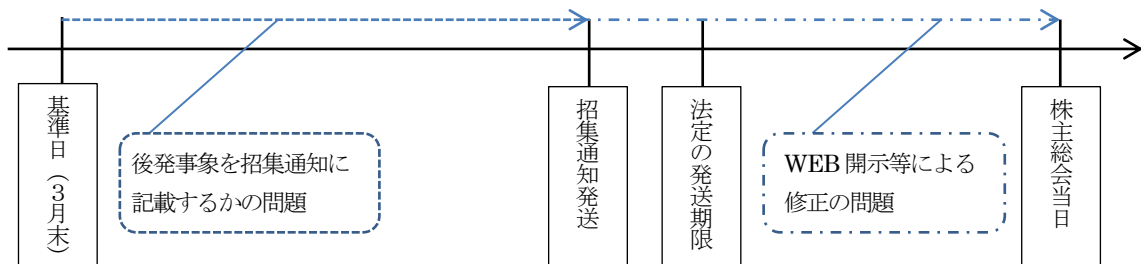


NTLO REVIEW 第29回 ～株主総会招集通知の作成にあたって「後発事象」と「修正」の取扱い～

6月株主総会のシーズンが終わりました。株主総会の終了時期は、次回総会の準備の開始時期です。今回は、総会の基準日後に生じた事柄（いわゆる「後発事象」）を株主にどのようにお伝えするか、万一、株主総会招集通知の発送後に、内容を修正する必要が生じた場合にどのように対応すべきかについて、その方法をまとめました。

【発生時期と株主総会の招集手続との関係】



1 基準日後、招集通知の発送前に生じた事柄

6月総会開催会社であれば、前年4月1日から本年3月末までの事業年度が、報告の対象です。しかし、3月末を過ぎてから生じた後発事象について、株主から経営を受託し株主への説明責任を負っている取締役が「報告対象期間外」という理由で説明しないのは、あまりに不親切です。法律は「期末日後に発生した事象であって、翌事業年度の財産または損益に重要な影響を及ぼすもの」について、招集通知の注記表への記載を必要としています（会社計算規則114条）。さらに、これに当たらない場合でも、株主が知りたいであろう事柄については、積極的に開示すべきです。判断基準は、「仮に期中に生じていたら、招集通知に記載するだろうか」という点です。具体的な方法としては、招集通知のうち、①事業報告の「当該会社の状況に関する重要な事項」に記載する、または、②計算書類の「個別注記表」に記載することが考えられます。

2 招集通知の発送後に生じた事柄

招集通知の発送後に生じた重要な事柄については、招集通知で予告したウェブサイトで開示します（会社法施行規則133条6項、会社計算規則133条7項、134条7項）。それに加え、株主への説明責任を十分に果たすという観点からは、後発事象の重要性に応じて、総会当日に資料を配布する、取締役が株主総会において口頭で報告する、といった対応を取るのが理想です。

3 招集通知の発送後、記載事項の修正が必要となった場合

記載事項の修正内容が、軽微な誤記等に留まる場合には、招集通知で予告したウェブサイトで修正内容を開示する、といった対応で足りる。

これに対し、修正内容が「取締役候補者の変更」や「剰余金処分案の変更」など、実質的な議案の変更にあたる場合は、問題です。

議案の変更にあたる修正は、法定の招集通知発送期限内（公開会社であれば総会当日の2週間前まで）に、全株主に修正通知を改めて発送すれば、法定の期限内に正しい招集通知を発送したことになりますので、問題ありません。

他方、法定発送期限内に修正通知を発送できない場合、原則として議案の修正はできません。

以上